

平成21年第3回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成21年10月30日（開会）

平成21年10月30日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十一年第三回臨時議会会議録

(平成二十一年十月)

垂水市議会

第 3 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (10 月 30 日) (金 曜)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定について	4
1. 議案第 100 号 一括上程	4
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 100 号 (原案可決)	
1. 閉 会	10

平成21年第3回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
10・30	金	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程（説明、質疑、討論、表決）、閉会

2. 付議事件

件 名
議案第100号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案

平成 21 年 第 3 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 平成 21 年 10 月 30 日

本会議第1号(10月30日)(金曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 技 官	中 間 信 二
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年10月30日午前10時開会

△開 会

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回垂水市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（川尻達志）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川尻達志）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において森正勝議員、北方貞明議員を指名します。

△会期の決定

○議長（川尻達志）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る26日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日にすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

△議案第100号上程

○議長（川尻達志）日程第3、議案第100号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案についてを議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（三浦敬志）おはようございます。よろしくお願いたします。

議案第100号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、さきの9月議会において垂水

市一般会計補正予算（5号）案として提案いたしました地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の施設廃棄費用の一部を予算措置しようとする議案が否決されたことに伴い、議案内容を再検討いたしました結果、今回提示いたしました予算額の算出を見ましたので、改めて御審議をいただくものであります。補正予算（第6号）案として提案するものでございます。

それによりますと、歳入歳出ともそれぞれ159万7,000円を増額し、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は86億9,436万8,000円になります。

2ページに、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表歳入歳出予算補正としてお示ししております。

補正の内容であります。4ページの商工費の商工業振興費に、冒頭申し上げました再検討後の廃棄費用に伴う負担金159万7,000円を計上いたしました。

この補正に要します歳入の補正予算は、4ページの上にお示ししておりますように、前年度繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時5分休憩

午前11時10分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 本議案につきまして、正しい財政支出のあり方、また職員、市長の役割、

姿勢、この2点に絞りまして質問いたします。

まず、この補正予算につきましては9月議会で否決されたわけですが、いろいろフィールドテスト事業につきましては、議員からも、チェック機能をきちっと果たしているという質問、また問題点の指摘等この間あったわけですがけれども、9月議会で否決されて300万円、今回努力されて159万7,000円と、支出の部分では半減したわけですがけれども、ただ、話はちょっと飛びますがけれども、昨日県内の経常収支比率の発表がございました。その中で垂水市、98.8%でございます。ワースト5ですね、退職者も多かったということもあるんでしょうけど、こういう財政の状況でございます。

また、21年度につきましては、地方交付税の増額やまた国の経済対策、この部分である程度の事業はできてきたわけですがけれども、先行きを見てみますと、交付税の減額ということも予想されます。

そうしますと、こういう財政出動の厳しい折、なかなか交付税も上がらんと、下がっていく方向だと、投資的な支出を市もできないということでしょうから、そういう意味では、当初から商工観光課長がきちっと民間業者に対してネゴシエートしてきたかと、この問題が1つ大きい問題点であると思います。やっぱり市の支出をできるだけ抑える、その努力を本当になさってきたのか、その反省の部分のお言葉をいただきたいということ。

また、財政課長についても、関連いたしまして、先ほど全協の部分で池之上議員からの指摘もございました。各課から財政課のほうに予算の要求があるわけですがけれども、その部分で事業の仕分けをして、財政課長のほうで予算の執行を行っていくと、そこの部分の権限を持っていらっしゃると思います。そういう職責につかれています課長からとりまして、今回のこの補正予算の減額部分、どうとらえていかれるのか。また、

これを反省としてどうやってこれから自分の役割を果たしていられるのか、まずお伺いいたします。

市長につきましては、ただいまの問題につきまして、執行者として職員に対して削るべきものは削っていくと、そういうような姿勢を持って職員にきちっと指示してこられたのか、まず1点目でございます。

あともう1点、市長についてお願いしたい部分ですが、これにつきましては、この事業につきましては、実証実験事業ということで持留議員の指摘にも先般の議会でございました。NEDOの公式発表の部分で、小規模分散型のほうがベストであると、補助金2分の1でも10年間赤字なんだよと、こういう指摘がございました。私も北海道のある現場を見させていただいたけれども、まさしくどこもこういう状況でございます。そういう事業に市として、実験事業としては結果が出たと市長はおっしゃいますけれども、行政の仕事としてこれが果たして正当であったのかどうかですね。当然、京都議定書の部分、この部分の遵守に向けて我が市も邁進しなければならないという部分は、当然私も理解しておりますけれども、ただ、9月の全協の部分で市長のちょっと気になる部分の発言がございました。

私は、市長に夢を持つなどとは言っていません。夢を持って、現実の市政の部分を見て、夢を持って語る部分は市長はできる部分、我々議員はそれはちょっとそれはできません。だから、やれる分はいいんですよ。ただ、実際、もう1回、市民ニーズの部分を考えてみますと、例えば堆肥センターの問題がございまして、ことしの夏も1月、またつい直近の1週間ほどとまっております。堆肥が今、タマネギの作付とか、インゲンですね、そういう作付の部分で農家さんは堆肥が必要なわけですが、ところが、なかなか供

給が追いつかない。また、バックヤードがないという部分もございます。そういう部分に投資的な支出として、お金をそういう部分に支出していくべきじゃなかったのか、私はこの事業は計画の時点からちょっと問題があったのではないかと考えますけれども、最終的な総括として市長としてその辺についてどうお考えになるのか。以上の2点について市長にお伺いいたします。明確な答弁をお願いいたします。

それを聞きまして、私に与えられました1票の議決権を行使させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○市長（水迫順一） まず、私のほうからお答えをしたいと思います。この実験事業は、今までいろんな形で皆さんにも説明してきましたのでおわかりのとおりなんです。3年前の状況を考えますと、景気もいい状況でございました。そしてまた、今後の循環型社会に向けて市も本当にしっかりしたものを、ビジョンを持って運営をしていかなければいけない。そういう世界に向かって、市民ともどもそういうビジョンを持っていこうという中での実験として取り上げたわけでございます。

結果としまして、本当にNEDOが半額持ってくれて、あとほとんど民間が持ってくれたと、この事業自体の実際の支出というのは、本当に大きな事業であった割には市の負担は私は少なかったというふうに思っております。

そして、言われるとおり、北海道も私も見に行きました。福島も、関東も見に行きました。あらゆるところを見に行くと、どこも同じような、中でも液肥なんかは北海道はもう成功しておるんですね。ですから、この液肥もうちも使えるなという思いも濃くしたのも事実だし、そういうCO₂削減を初め、そして有機栽培初め、石油価格が景気が回復する中で上がっていく中で、農家負担を少なくすることを今から考えていこうという思いの中でやってきたわけで、決

してこの事業が、取り上げたことが失敗であったとは思っておりません。そして、ある一定の評価も出していただきました。

今後、景気が回復する中で、この実験事業が見直される、あるいはさらにこれを規模を大きくしてやっていこうという民間が出る可能性すら私は否定できないと、そのように思っております。

ですから、結果を大事にしながら、今後のバイオマスタウン構想の中で垂水市はどうやって本当にそういう世界に進んでいくのか、そういうことの一つの中の実験の結果等も今後、参考になることは出てくるだろうとそういうふうに思いますし、これは市民一人一人がみんなでそういう循環型社会には協力をしていかなければいけません。そういう意味の先駆的な実験事業であったという意味も加えて、よかったと、そういうふうに思います。

それと、もう1つ私に聞かれたのは、職員に対する経費削減の指示をしておるのかということでございます。

常日ごろ、今もう皆さん御存じのとおり、各課でいろんな事業をやっておる中で、各課の経営計画を立てております。この中でヒアリングもやって、ことしはどのような効率化を図ろう、事業の選択をしていこう、いろんな各課が持っております事業の効率性その他を私もヒアリングをやりながら、その1年間を決めていく、また中間でそれを見直していくということもやっておりますし、職員がそれだけじゃなくいろいろな面でそういう考え方に私は変わってきてつとあると、そういうふうに思っております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 費用負担の算定についてでございますけれども、9月補正で御提案いたしましたときに、廃棄費用1,010万2,000円に対して市は300万円を負担したいということで、負担率29.7%の負担率でお示しし、その折に、費用は予算見積もりでございますので、実

際の費用は、見積もりを徴し、その見積もりに同比率を掛けた額で最終的には決定になりますということで御説明いたしましたと思っております。

それで、結果としては、この比率でいきますと、先ほど御説明しましたように、688万円に29.7%掛けますと204万5,000円ほどになるわけですが、これに前回の議会でも御指摘を受けました費用負担のあり方について再検討というか、民間各社にもう1回考え直していただけないかということで、民間4社と垂水市で負担という考え方でお願いしたいということで、負担割合にいたしますと23.2%の負担になって、結果159万7,000円という今回、数値をお示ししたところでございます。

前回このような形でお示しできればよかったですけど、見積もり徴収ということが後になりましたので、予算見積もりということで提示させていただいたところでございます。

○財政課長（三浦敬志） 補正（5号）で提案いたしました300万円の精査に関する部分ですが、若干我々財政課としての突っ込みが足りなかったという点については反省いたしております。今後このようなことがないように気をつけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川尻達志） ほかにございませんか。

○持留良一議員 私は、前回9月議会で幾らかの問題点を指摘をして反対の討論をいたしました。基本的には何も変わっていません。

というのは、今回の新たな資料も含めて出された中身については、そのあたりについて何ら、私が求める中身とが大きく違うということです。要するに基本は税金を使うという問題です。私は、やはりこの問題について、税金を使うというのはやはりその前提が何もないということを改めて主張をしたいと思っております。

それと、ちょっと先ほどの全協での中身ですが、要はこの文章というのはある意味、

公式的な文章の性格を持つわけですから、疑問や疑惑を生じさせないようなやっぱりきちっとした資料として提出していただきたい。そうしないと、市長とのやりとりの関係でもいろいろな問題点が生じてくるということもあり得ますので、そういう点では、やはりそういう疑問が生じないような対応を今後していただきたいというふうに思います。

それと、2点ほどお聞きをしたいんですけれども、要はこの実証実験というのは基本的には、つらつら文章を見てみますと、とめるということは何ら前提としていないということなんですよ。実証実験でありながら、次の今度は事業の展開も準備をしていたという問題があります。その中でさまざまな問題点が出てきたと。そういう中で検証、実証実験の中でそういうところも改めて指摘をされてきたというふうに思います。

それで、1つの問題点というのは、この実証実験の根拠です。いわゆる前の総合計画にそれがあつたわけでもない。新たな事業計画を議会で提案されたわけでもない。だから、市長は私たちの説明との関係でも、市への負担はないんだということを幾度となく説明をされてきたのではないかなというふうに思います。

そういうある意味では市民の合意が得られていないものに対して、なぜ税金を投入をしなければならないのか、この問題がやはり改めて私は生じてくると思うんです。そここのところを市長はどのようにお考え、なぜここで税金を使わなきゃならないのか、そういう実験に対してですね。ましてや何も根拠がない、議会の議決も得ていない、そういう事業計画に基づかない中身であると、そういうものについてなぜ税金を使わなきゃならないのかという問題点です。

もう1つは、市長はこの負担の問題について、廃棄費用を負担しなかった場合、総研初め、コーンズ社や参加企業、NEDOとの連携も図れな

くなるおそれがある、今後のバイオマス関連の事業推進に影響を及ぼすことが懸念される。実証実験は、NEDO、本市が無関係となったら、今後、補助金や交付金の申請、協調性、責任といった点で厳しい評価を受けるおそれがあると。要するに、これがなければ税金を逆に言うと使用するということの問題はないと、多くの方がこれは理解すると思うんですよ。

じゃ、今まで、こういう中で税金を使わなかったから問題が生じたのか。そしてまた、この事業というのはいろんな今、産業、それから農林、いろんな形で事業がいっぱいあります。国の事業もあります。企業の事業もあります。ここだけに絞る問題でもないと思うんです。

先ほど市長が言われたとおり、私も新エネルギーの問題は、CO₂いわゆる低炭素化社会へ向けて非常に重要な取り組みだと思います。この垂水でもジャパンファームがもう99年でしたかね、鶏ふんを使ってこういうエネルギーの活用をしていると私は認識をしているんですけども、そうやってきたときに、こういうことを根拠とするこの問題の性格というのは果たしてそれが妥当なのかどうなのか。事例があったらぜひ教えていただきたい。納得できるものがなければ私たちも賛成はできません。この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（水迫順一） いろんな形で今までお答えをしておりますので、簡単に申し上げますと、この実験事業の取り組みにつきましては、まず1つ目が、非常に先駆的であったと、前例のない中で新エネルギー、代替エネルギーの創造事業をこれからやっていこうというNEDOとそれから農林省もございました。そういう全国に手を挙げさせるような形の中での実験の始まりでございますので、そしてこのときに幾つかの市町村が手を挙げたわけですが、そのこの大体共通しておるのは、非常にCO₂、循環型社会に非常に積極的に取り組んでおられるよう

なところとか、あるいは農業振興のためのそういう実験事業をやっていこうと、そうすると代替エネルギー、電気を起こしたり、いろんなことをされるそれぞれの実験があるわけですが、私のところは本当に農業と、そういう循環型社会については先ほどから何回も申しますように積極的に取り組んでいこうという雰囲気ございました。

それと、さっきも申しあげましたように、非常に景気もまだいい時期でございましたから、この実験事業がずっと続いていくと、実験事業の結果も続いていく環境にあったと、民間もそういうような発想でおられまして、垂水市が条件つけた中で引き取りますよと、条件をクリアできなかったら引き取りませんよと言ったのに対して、民間のほうはどっかがやれるだろうというような雰囲気もあったのも事実でございます。ですから、そういう意味からしますと、市のほうの負担というのが大幅に軽減できるということも考えましたし、ですからそういうような意味で始めたのは、その他いろいろあるんですが、今まで説明したとおりでございます。

ですから、結果として、市民への周知という点で若干やはり問題があったことは事実だろうと、これはこの間もおわびをしたとおりでございます。これは議会初め、もうちょっと周知する方法があったかなということは考えておりますが、先ほども申しあげましたように、結果としてはこれはもう私はよかったと、次のまたいつかはそういうつなげるものが期待できると、そういうふうに思っております。

それと、実験事業だから、もう民間の方々とこれで「はい、もう終わりです」ということで完全に切るのは、私は余り納得はできません。本当に民間のシンクタンクであったり、それぞれの技術を持った会社でございますので、今後、垂水市に必要な場合には、本当に大いに3年間一緒にやった関係もございましたから、一緒にや

っていくと、また新たな部門で、あるいはこれの延長でどっかがやっていくというのであればまた協力しなければいけないでしょうし、あるいはまたその他で協力が得られる、そういうような関係づくりというのはやはりつくっておくべきだと、そのことが垂水市にとっては有利に働くと、そのように思っております。

○持留良一議員 どうも回答自体がなかなか見えてこないんですけども、要はこのことに百数十万円の税金を使うということなんです。だから私たちも当然、予算が通っておれば、それに対していろいろ判断しながら立場を考えなきゃなりません。ところが、その根拠は何もないわけなんです。先ほど言われたとおりの経過の中でされたと、だからこそ市民に負担を求めないというようなことも減免をされてきたんだ。

しかし、ここに来て、さまざまな関係企業とのおそれがあるから、今後のつき合いがあるからという、そうしますと、もうある意味では個人的な関係なんじゃないのかという、本当の公的な立場での関係なのかということも疑問視をせざるを得なくなるわけですよ。だから、そこにやっぱりこの公的なお金を使うことの大きな意味合いがあると思うんですよ。1円だろうが1億円だろうが、それは中身は同じだと思うんです。市の税金を、市民の皆さんの税金を使うわけなんです。そここのところの明確な私は回答がないから、再度質問をしているわけなんです。

議事録で見ましても、この事業における本市の役割は、設置場所の検討、調整や高圧ガス法によるガスの精製等を行うことから、それに関しての申請書類の作成、申請行為、メタンガスを道の駅で使用する際の連絡調整等が主な業務でございますということも書かれていますし、また議事録の行政改革のほうの中でも市長がいろいろこのように説明をされています。確かにその部分では市の役割が明確に出されているわけなんです。

しかし、そこで税金との関係だとか、費用負担の問題というものは一切何もないわけなんです。というのは、先ほどから説明がうるあるとおり、企業の負担、民間企業の負担と補助金を活用したものだということがあるからこそ、市民もある意味ではそのことについて納得もしながら見てきたと思うんです。この時点になってなぜ負担をしなきゃならないのかということが、先ほどの根拠の問題、そして今後のつき合い方の問題でいろいろ問題があるからということをおっしゃいますけれども、今回は商工観光課がやった事業でもあります。

しかし、農林課サイドでもできる事業もあるわけなんです。これをやる。マイタウン構想というのは今後、そういうところを当然いやが応でも引き出していかなきゃならない性格のものだと思うんです。だからそこに絞った形で負担をしなきゃならないというのは、私は何ら根拠がないというふうに考えます。

だから、今回もそのことを私は指摘し、反対をしたいと思います。

回答は要りません。

○議長（川尻達志） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第100号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 御異議がありますので、

議案第100号は起立により採決いたします。

議案第100号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長（川尻達志）これにて、平成21年第3回垂水市市議会臨時会を閉会します。

午前11時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員